

**第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会**  
**令和 5 年度 第 2 回滋賀県最低賃金専門部会**  
**議事録**

開催日時	令和 5 年 8 月 3 日 ( 木 ) 9 時 20 分 ~ 11 時 10 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人 ( 定数 3 人 ) 労働者代表委員 3 人 ( 定数 3 人 ) 使用者代表委員 3 人 ( 定数 3 人 ) 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 水野 透 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

ただ今から、第2回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご出席をいただきまして、有難うございます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が2名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、部会長、進行をよろしく願いいたします。

○部会長

はい。みなさま、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、第1回に引き続き、議題(1)「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

昨日、開催した第1回滋賀県最低賃金専門部会では、合意に至りませんでした。歩み寄りについて、それぞれお考えいただいたと思いますので、昨日と同様に、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

昨日の続きですので、労働者側から個別協議を行います。

協議に当たりまして、労働者側はどのくらいの時間が必要でしょうか。

○労働者代表委員

今日は20分お願いします。

○部会長

20分ですね。9時40分頃でからでよろしいですか。

それでは、公・労の個別協議を9時40分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○事務局（室長）

はい。本日の待機していただく部屋も昨日と同じく、労働者側は「4階：TV会議室」、使用者側は「5階：労働基準部長室」を用意しております。

労働者側の皆様は辰巳指導官が、使用者側の皆様は浜口監督官が、ご案内いたします。また、傍聴の方につきましては「4階：相談室」を用意しておりますので、私がお案内いたします。

それでは、ご移動をお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○部会長

それでは、専門部会を再開いたします。傍聴の方もお待ちいたしました。

これまで、個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしましたので、使用者側と労働者側の個別協議での意見を若干まとめますと、労働者側からは、

「連合リビングウエイジを可及的速やかに達成をするという観点から5%」のご意見がありました。

一方、使用者側からは、「価格転嫁の現在の進捗状況を踏まえ、春季労使交渉の経団連所属中小企業の加重平均2.94%」のご意見がございました。

その結果、本日は合意に至りませんでした。

本日の協議はここまでとさせていただきます。

次回は、労働者側からの個別協議から始めたいと思います。

なお、明日の第3回が、基本的に最終の専門部会となりますので、結審となりますよう労使共にさらに歩み寄りをよろしく願います。

さて、議題(2)「その他」として皆様から何かありますでしょうか。

○全委員

〔意見なし〕

○部会長

はい。事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

はい。第3回の専門部会は、明日8月4日(金)午前9時30分からこの会議室で開催いたします。

以上です。

○部会長

それでは、これで第2回目の専門部会を終了いたします。

お疲れ様でした。